

保高発 0531 第1号

平成25年5月31日

都道府県民生主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長

（公印省略）

平成25年度における高齢者の医療の確保に関する法律による  
前期高齢者納付金等の額の算定に係る率及び割合等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第164号）が本日公布、施行され、同令第6条の規定により、平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（平成25年政令第105号）が一部改正されるとともに、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第75号。以下「健保法改正省令」という。）附則第4条の規定に基づき、保険者の前期高齢者納付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額が、平成25年厚生労働省告示第189号により公示されたところである。その主要な内容は次のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に対する周知を図り、その円滑な実施に配意されたい。

記

第一 平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令の一部改正（別添1）

高齢者の医療の確保に関する法律第38条第4項に基づき、平成25年度における前期高齢者納付金の額の算定に関し、各保険者の義務的な支出（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び法定給付費等の合計額）に対する高齢者医療制度に対する拠出（前期高齢者納付金と後期高齢者支援金の合計額）

が過大とならないよう、負担調整を行う基準となる負担調整基準率を 100 分の 48 と定めた。

第二 平成二十五年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者納付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件（別添 2）

健保法改正省令附則第 4 条の規定に基づき、平成 25 年度における加入者 1 人当たり負担調整対象見込額、納付金概算拠出率及び支援金概算拠出率を別添 2 のとおり公示した。